資　料　6

取扱い注意

１．全国市長会調査（５月29日現在調べ）・・・１

地方公務員給与問題の対応について

―５月下旬時点でのそれぞれの団体が行った対応、６月議会に向けて具体に行おうとしている対応等について―

（１）各都道府県市長会における地方公務員給与問題の対応・・・・・１
（２）各都市における地方公務員給与問題の対応・・・・・・・・・・５
（参考）依頼文書・回答票・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

２．総務省調査（愛知県分　愛知県市町村課取りまとめ　６月５日回答〆切）・・・１０

各地方公共団体における給与減額措置の取組状況調査（市区町村分）

（１）各都道府県市長会における地方公務員給与問題への対応

（概要）
○対応なし・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24市長会

○対応　・決議・要請・申し入れ・・・・・・・・・・・・・・・20市長会
　　例）決議（要請書）を決定し、関係国会議員、政府に要請活動。
　・記者会見・アピール・・・・・・・・・・・・・・・・2市長会
　　例）記者会見を開催。
　・会議の開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6市長会
　　例）副市長会議、各市人事担当課長会議を開催し、各市の状況について意見交換。

＊重複あり

	市長会の対応
北海道市長会	・5月16日開催の春季定期総会にて決議。 ・関連決議：「地方公務員給与削減問題・地方行財政・エネルギー政策と原子力発電所に関する決議」
青森県市長会	なし
秋田県市長会	なし
岩手県市長会	なし
山形県市長会	なし
宮城県市長会	・副市長会議を開催し、意見交換を実施。
福島県市長会	・5月に行われた東北市長会総会に福島県市長会として「国による地方交付税削減・地方公務員給与削減要請に関する決議」を特別決議として採択し提出。
新潟県市長会	・4月19日、定例市長会総会にて「国による地方交付税削減・地方公務員削減要請に対する決議」を採択し、北信越市長会へ同決議を提案。また、森会長から全国各都市等の状況報告と意見交換。

	市長会の対応
富山県市長会	・今般、国が地方公務員の給与削減を求め地方交付税を削減することは、地方分権の根幹にかかわる問題であり、地方自治体の自主性を損なうものとして、5月開催の北信越市長会総会において「国による地方交付税削減・地方公務員給与削減要請に関する緊急決議」を採択。6月上旬に北信越市長会から国等に要望書を提出予定。
石川県市長会	・北信越支部にて「国による地方交付税削減・地方公務員給与削減要請に関する緊急決議」を採択し要請。
福井県市長会	なし
長野県市長会	・第132回長野県市長会総会（平成25年4月19日開催）において、「地方公務員給与費に係る地方交付税の削減に関する緊急決議」を採択。 ・第162回北信越市長会総会（平成25年5月16日開催）において、「国による地方交付税削減・地方公務員給与削減要請に関する緊急決議」を採択。 ・県関係国会議員との懇談会（平成25年5月21日開催）において、県選出国会議員17名に対し要望し、引き続き、総務省大石総務審議官に要請書を提出。
東京都市区長会	なし
神奈川県市長会	・平成25年4月26日に神奈川県市長会で「国の地方公務員給与削減要請に対する意見」を総務省（坂本副大臣）に手渡し、主旨説明。 ・平成25年5月13日に神奈川県市長会市長会議を開催し、各市の対応状況を確認したところ、各市とも検討中であり、6月議会には提出しないとのこと。
埼玉県市長会	・4月12日（金）埼玉県市長会春季定期総会において決議 ・　〃　　報道記者発表 ・4月25日（木）総務大臣、総務副大臣、埼玉県選出全国会議員あてに要請活動実施 ・　〃　　報道記者発表
千葉県市長会	・4月5日に「地方公務員の給与削減要請とそれに係る地方交付税減額措置に対する決議」を決定し、地元選出国会議員へ協力要請。
茨城県市長会	・5月8日開催の市長会議において「地方公務員給与削減要請に対する決議」を決定、5月17日に総務大臣あてに提出。
栃木県市長会	・5月16日の全国市長会関東支部総会に「地方公務員給与削減要請に対する緊急決議（案）」を提出。
群馬県市長会	・平成25年5月29日開催の市長会議にて対応方針を決定。同日、プレス発表。

	市長会の対応
山梨県市長会	・6月4日に意見交換会開催予定。
静岡県市長会	なし
愛知県市長会	・5月17日の東海市長会通常総会で「真の地方分権改革の推進に関する決議」を採択。
岐阜県市長会	なし
三重県市長会	・地方公務員給与は地方が自主的に決定すべきものであり、国は地方と十分な協議を行い、地方交付税の総額を確保することを国に要請するよう、5月に開催された東海市長会に議案を提出。
滋賀県市長会	なし
京都府市長会	なし
大阪府市長会	なし
奈良県市長会	なし
和歌山県市長会	なし
兵庫県市長会	なし
岡山県市長会	なし
広島県市長会	・5月13日に「地方公務員給与削減に関する要請」を広島県町村会と共同で総務大臣あてに提出。
山口県市長会	・4月18日の定例市長会議において意見交換を実施。 ・5月7日の中国支部総会において決議。(中国支部から全国市長会へ決議文提出)衆・参議院の総務委員会における附帯決議を遵守し、地方の自主性を侵すことのないよう、「国と地方の協議の場」等で地方と十分協議されるよう要請。
鳥取県市長会	なし
島根県市長会	なし
徳島県市長会	・四国市長会議へ「地方公務員の給与削減と地方交付税について」を議案として提出。
香川県市長会	なし(給与削減措置の実施ならびに実施内容については、各自治体において判断するものとする、との意見でまとめた。)
愛媛県市長会	なし
高知県市長会	なし

	市長会の対応
福岡県市長会	・関係省庁へ要望書を提出予定。
佐賀県市長会	なし
長崎県市長会	・4月8日に開催された第112回長崎県市長会議で決議を承認し、4月26日に国へ提出済み。
大分県市長会	なし
熊本県市長会	・県市長会春季定例会にて地方交付税及び地方公務員給与削減に対する緊急決議、各市給与担当課長会議の開催。
宮崎県市長会	・H25年度第1回県市長会定例会(4月5日開催)終了後、各市の状況等について意見交換。 ・各市人事担当課長による「給与制度に関する情報交換会」を開催(4月17日)。 ・臨時会を開催し、今後の取組み方針等について意見交換(5月1日)。
鹿児島県市長会	なし
沖縄県市長会	なし(給与削減措置の実施ならびに実施内容については、各自治体において判断する。県市長会は干渉しない。)

（２）各都市における地方公務員給与問題への対応

≪回答例≫
①削減しない：削減しない対応を決定している
②未定：検討していない
③検討中：検討を進めているが、６月議会への提出は決めかねている
④提出しない：６月議会へ提出しない予定
⑤提出済み：６月議会等に提出済み
⑥提出予定：６月議会等に提出予定

都道府県名	①	②	③	④	⑤	⑥	その他（無回答含む）
北海道		2	11	5	3	14	
青森県	1		9				
秋田県	4		1			8	
岩手県	1	1	5			6	
山形県		1	12				
宮城県	1		6			6	
福島県		1	9	1		2	
新潟県	4		13			3	

都道府県名	①	②	③	④	⑤	⑥	その他 （無回答含む）
富山県				1		9	
石川県	2		2	1		6	
福井県			1		2	6	
長野県			18	1			
東京都	1	10	9	6			23
神奈川				19			
埼玉県			19		2	19	
千葉県	3	4	16	5		8	1
茨城県	10		7	7	2	6	
栃木県			9	3		2	
群馬県	1					11	
山梨県			2			11	
静岡県	3	1	10	7		2	

都道府県名	①	②	③	④	⑤	⑥	その他 （無回答含む）
愛知県	3	1	13	19		2	
岐阜県	1		16	2		2	
三重県	1		10		1	2	
滋賀県						13	
京都府	1	1	7			6	
大阪府	5	28					
奈良県	3			2	2	5	
和歌山県			1			8	
兵庫県	2	2	8	4		11	3
岡山県	1		9	3		1	1
広島県	1		3	1		9	
山口県	1		9			3	
鳥取県			1	2		1	

都道府県名	①	②	③	④	⑤	⑥	その他 （無回答含む）
島根県	1		3	4			
徳島県			5			3	
香川県			2	3		3	
愛媛県	1		1	1		8	
高知県			6	1		4	
福岡県			7			21	
佐賀県					1	9	
長崎県			1	1		10	1
大分県			14				
熊本県			1		2	11	
宮崎県			4			4	1
鹿児島県			1		1	17	
沖縄県							

発企第46号
平成25年5月21日

都道府県市長会　事務局長　各位

全国市長会　事務総長

各都市等における地方公務員給与問題の対応について（平成25年5月調査依頼）

地方公務員給与の対応につきまして、3月18日付発企第22号でお願いしましたが、引き続き、貴市長会及び都道府県内各都市の対応（予定も含む）について、別紙により、5月29日（水）までにご回報くださいますようお願い申し上げます。

なお、ご提供いただきました対応状況につきましては、前回同様、内部資料とし、公表するものではなく、本会で集約の上、政策推進委員会での議論に資することとあわせ、各都道府県市長会にも情報提供することとしております。

＊ 回答用紙は、下記の全国市長会メンバーズページにも掲載していますので、ご利用ください（https://www.mayors.or.jp/member/p_oshirase/m_tyousa/2013/05/250521chousa.php）。

（照会先）
企画調整室　高橋、平田
電話　03-3262-2312
mail　kikaku@mayors.or.jp
行政部　清水、藤沼
電話　03-3262-2310

≪送付先≫　E-mail:kikaku@mayors.or.jp
全国市長会 企画調整室

送付者	○○市長会	担当者	

Ⅰ 貴市長会の対応（例：要請書の提出、記者会見の開催等）【前回調査（4月）以降の動きをご記入ください。】

Ⅱ 各都市の対応（予定）【前回調査（4月）以降の動きをご記入ください。】

市区名	対応予定（参考の○～□の番号をご記入ください）	左欄（対応予定）で⑤・⑥を記入いただいた場合、以下の項目もご記入ください		その他対応
		削減内容	削減期間	理由等

≪参考：ご記入について≫
○対応予定の欄には以下の数字①～⑥をご記入ください。
①削減しない：削減しない対応を決定している
②未定：検討していない
③検討中：検討を進めているが、6月議会への提出は決めかねている
④提出しない：6月議会へ提出しない予定
⑤提出済み：6月議会に提出済み（3月議会に提出している場合は、3月議会への提出状況をご記入いただき、結果をその他対応欄にご記入ください）
⑥提出予定：6月議会に提出予定（9月議会以降に提出予定の場合はその旨その他対応欄にご記入ください）
○ご記入の際は、適宜、セルを追加等してください。

２．総務省調査（愛知県分　愛知県市町村課取りまとめ　６月５日回答〆切）

各地方公共団体における給与減額措置の取組状況調査（市区町村分）

各地方公共団体における給与減額措置の取組状況調査（市区町村分）【集計表】

団体名	愛知県	担当課・担当者名	市町村課公務員グループ　乗山 弥生
電話番号	052-954-6630	メールアドレス	shichoson@pref.aichi.lg.jp

団体コード（6桁）	団体名	団体名	ラスパイレス指数	参考値	現時点で国と同等の給与水準抑制済	取組状況						左記以外		給与減額措置の取組内容									
						取組方針検討中及び他団体の状況を見て検討など	首長の態度表明	減額の取組方針の決定	職員団体等と協議中等	議会に提出済	議会で議決済		理由	一般行政職の給与減額措置の内容			給与減額期間		一般行政職以外の主な職の給与減額措置				備考
														給料	期末・勤勉手当	その他手当	始期	終期	教育職	警察職	技能労務職	公営企業職	
232017	愛知県	豊橋市	109.0	100.7								○	人事院勧告に準拠した適正な給与水準を確保している。また国に先行して人員の削減等の行政改革にも取り組んでおり、健全財政は確保されていると考えているため。										
232025	愛知県	岡崎市	109.8	101.5								○	7月実施については見送り、引き続き他団体の状況等を見て検討していくため										
232033	愛知県	一宮市	109.1	100.8		○																	
232041	愛知県	瀬戸市	108.0	99.8		○																	
232050	愛知県	半田市	108.6	100.3								○	他市の状況を見極めるため、6月議会への議案提出は見送るが、7月以降も継続して検討										
232068	愛知県	春日井市	108.2	100.0		○																	
232076	愛知県	豊川市	110.1	101.7								○	減額を行わない方針を決定										
232084	愛知県	津島市	105.1	97.1		○																	
232092	愛知県	碧南市	103.9	95.9		○																	
232106	愛知県	刈谷市	108.6	100.3								○	6月議会には議案を提出しない。なお、7月以降の削減については、県及び他市町村の動向を踏まえて引き続き検討する。										
232114	愛知県	豊田市	111.0	102.6		○																	
232122	愛知県	安城市	106.6	98.6								○	6月議会には提案しない。以降については、他団体の状況等をみて検討。										

団体コード（6桁）	団体名	団体名	ラスパイレス指数	参考値	現時点で国と同等の給与水準抑制済	取組状況						左記以外		給与減額措置の取組内容									
						取組方針検討中及び他団体の状況を見て検討など	首長の態度表明	減額の取組方針の決定	職員団体等と協議中等	議会に提出済	議会で議決済		理由	一般行政職の給与減額措置の内容			給与減額期間		一般行政職以外の主な職の給与減額措置				備考
														給料	期末・勤勉手当	その他手当	始期	終期	教育職	警察職	技能労務職	公営企業職	
232131	愛知県	西尾市	106.9	98.8		○																	
232149	愛知県	蒲郡市	108.1	99.9								○	給与減額措置7月実施は見送りの予定										
232157	愛知県	犬山市	111.0	102.6								○	6月議会に議案の上程は見送ることとし、7月以降については引き続き検討していく。										
232165	愛知県	常滑市	103.2	95.3					○														
232173	愛知県	江南市	106.6	98.4		○																	
232190	愛知県	小牧市	110.0	101.7								○	現時点では実施しない										
232203	愛知県	稲沢市	109.0	100.7		○	○																
232211	愛知県	新城市	105.3	97.3								○	7月以降の削減については、他団体の状況を見て引き続き検討する。										
232220	愛知県	東海市	111.2	102.8								○	行政改革の一環で独自に人員・人件費削減に努めてきた。7月実施は見送る。但し、今後も他市の動向を見ながら検討していく予定。										
232238	愛知県	大府市	105.0	97.0		○																	
232246	愛知県	知多市	107.8	99.6		○																	
232254	愛知県	知立市	106.9	98.8		○																	
232262	愛知県	尾張旭市	107.4	99.2		○																	
232271	愛知県	高浜市	109.2	100.9		○																	
232282	愛知県	岩倉市	110.8	102.4		○																	
232297	愛知県	豊明市	106.7	98.6		○																	
232301	愛知県	日進市	105.6	97.5		○																	
232319	愛知県	田原市	104.7	96.8								○	6月議会への提出見送り										
232327	愛知県	愛西市	98.0	90.6		○																	

団体コード（6桁）	団体名	団体名	ラスパイレス指数	参考値	現時点で国と同等の給与水準抑制済	取組状況						左記以外		給与減額措置の取組内容									
						取組方針検討中及び他団体の状況を見て検討など	首長の態度表明	減額の取組方針の決定	職員団体等と協議中等	議会に提出済	議会で議決済		理由	一般行政職の給与減額措置の内容			給与減額期間		一般行政職以外の主な職の給与減額措置				備考
														給料	期末・勤勉手当	その他手当	始期	終期	教育職	警察職	技能労務職	公営企業職	
232335	愛知県	清須市	102.2	94.4								○	他団体の状況を見て検討中だが、7月からの削減は行わない予定。7月以降の削減は引き続き検討する。										
232343	愛知県	北名古屋市	106.6	98.5								○	本市の過去からの給与水準(ラスパイレス指数の比較)と定員管理による職員数削減の取り組みにおける人件費削減額は、国の求める措置による影響額をはるかに超える。しかし、同じ条件である他市の動向には注意をはらう。										
232351	愛知県	弥富市	106.3	98.2								○	独自の職員総数の削減と給与カットにより、これまで国を上回る総人件費の削減をしているため										
232360	愛知県	みよし市	104.9	96.9								○	7月以降の削減については、他団体の状況を見て検討										
232378	愛知県	あま市	99.7	92.1								○	ラスパイレス指数が100以下のため現時点の判断として、6月議会では、提案しない。以降については、引き続き他団体の状況を見て検討する。										
232386	愛知県	長久手市	106.8	98.7								○	7月からの削減実施は見送る予定だが、引き続き他団体の状況を見て検討										
233021	愛知県	東郷町	107.2	99.0		○																	
233421	愛知県	豊山町	107.1	99.0		○																	
233617	愛知県	大口町	101.5	93.7		○																	
233625	愛知県	扶桑町	102.1	94.3		○																	

団体コード（6桁）	団体名	団体名	ラスパイレス指数	参考値	現時点で国と同等の給与水準抑制済	取組状況						左記以外		給与減額措置の取組内容									
						取組方針検討中及び他団体の状況を見て検討など	首長の態度表明	減額の取組方針の決定	職員団体等と協議中等	議会に提出済	議会で議決済		理由	一般行政職の給与減額措置の内容			給与減額期間		一般行政職以外の主な職の給与減額措置				備考
														給料	期末・勤勉手当	その他手当	始期	終期	教育職	警察職	技能労務職	公営企業職	
234249	愛知県	大治町	98.5	90.9								○	6月議会に議案の上程は見送ることとし、7月以降については引き続き検討していく。										
234257	愛知県	蟹江町	96.9	89.5								○	6月議会には議案を提出しない。なお、7月以降の削減については、県及び他市町村の動向を踏まえて引き続き検討する。										
234273	愛知県	飛島村	104.8	96.7		○																	
234419	愛知県	阿久比町	102.3	94.4			○	○						一律：▲2.25%		・管理職手当（▲10%） ・時間外勤務手当等へのはね返り	250701	260331			○	○	6月11日議案上程予定
234427	愛知県	東浦町	106.1	98.0								○	6月議会の上程は見送ることとし、他の自治体の動向について留意していきながら、検討していく。										
234451	愛知県	南知多町	103.3	95.4			○	○		○				一律：▲3.3%		・管理職手当（▲10%） ・時間外勤務手当等へのはね返り	250701	260331			○	○	
234460	愛知県	美浜町	104.0	96.0			○	○		○				▲3.8%		管理職手当▲10%	250701	260331			○	○	
234478	愛知県	武豊町	105.2	97.2				○	○	○				一率▲4.95%		・管理職手当（▲10%） ・地域手当、時間外勤務手当等へのはね返り	250701	260331			○	○	
235016	愛知県	幸田町	108.0	99.7								○	他団体の状況を見て今後検討する（6月議会には上程しない）										
235610	愛知県	設楽町	101.5	93.7								○	実施しない方向を決定										
235628	愛知県	東栄町	96.1	88.7	○																		
235636	愛知県	豊根村	100.3	92.5	○																		
					2	23	4	4	2	3	0	23							0	0	4	4	

【記載要領】

1 共通事項について

（1）本調査は「地方公務員の給与改定に関する取扱い等について」（平成25年1月28日付総務大臣通知）に基づき、新たに講じる措置について調査するものであること。

（2）「一般行政職以外の主な職の給与減額措置」欄以外は一般行政職を対象とし、回答時点の内容を記載すること。

（3）行の高さの変更及び、セル中での改行（Alt＋Enter）により対応し、原則として行の追加は行わないでください。（1団体につき1行使用）

団体コード（6桁）	団体名	団体名	ラスパイレス指数	参考値	現時点で国と同等の給与水準抑制済	取組状況						左記以外		給与減額措置の取組内容									
						取組方針検討中及び他団体の状況を見て検討など	首長の態度表明	減額の取組方針の決定	職員団体等と協議中等	議会に提出済	議会で議決済		理由	一般行政職の給与減額措置の内容			給与減額期間		一般行政職以外の主な職の給与減額措置				備考
														給料	期末・勤勉手当	その他手当	始期	終期	教育職	警察職	技能労務職	公営企業職	

2 取組状況の欄について
（1）「現時点で国と同等の給与水準抑制済」とは、現時点で国の特例減額と同等の給与水準の抑制がされていることから、新たな取組は不要と判断している場合。
（2）「取組方針検討中及び他団体の状況を見て検討など」とは、国の要請を踏まえ、人事当局内で対応方針について検討中又は検討に着手している段階及び他団体の状況を見て検討又は今後検討の段階を含めたもの。
（3）「首長の態度表明」には、国の要請を踏まえ何らかの対応を取る又は検討する旨を対外的に（議会、マスコミ、住民等）に表明している場合に「○」を記載すること。（要請について検討しない旨の態度表明については含めないこと。）
（4）「減額の取組方針の決定」とは、人事当局において今回の要請を踏まえた減額措置を実施する方針を決定した段階とすること。
（5）「職員団体等と協議中等」とは、職員団体等と協議中又は協議が終了した段階とすること。
（6）各欄は、それぞれ該当する欄に「○」を記載し、それ以外は空欄とすること。

3 左記以外の欄について
「左記以外」は「現時点で国と同等の給与水準抑制済」及び取組状況の欄に該当しない場合に「○」を記載し、その場合の理由について記載すること。

4 給与減額措置の取組内容の欄について
（1）給与減額措置の取組内容の欄に記載が必要な団体は、「減額の取組方針の決定」欄に「○」を記載した団体とすること。
（2）「一般行政職の給与減額措置の内容」欄については、独自の給与削減措置をすでに講じている団体は、要請に対応して新たな措置を追加で講じた場合のみ記載することとし、
独自の措置と追加の措置を合わせた全体の給与減額措置の内容について記載すること。（記載例③参照）
（3）「給与減額期間」には、減額期間の始期と終期を記載すること。（記載例：平成25年7月1日から減額開始の場合→250701）
（4）「一般行政職以外の主な職の給与減額措置」欄は、教育職、警察職、技能労務職、公営企業職について、減額措置に取り組んでいる場合に「○」を記載すること。

5 第3回 回答期限及び公表予定時期について
（1）都道府県・指定都市　6/5(水)15時 回答〆切 ⇒ 6月中旬公表予定
（2）市区町村　6/5(水)15時 回答〆切 ⇒ 6月中旬公表予定

※今回公表の可能性があるのは青色部分です。
※期限までにご回答がない場合は、「回答なし」として公表する予定です。（ご回答いただいてから公表までの期間が短いため、公表前に各団体にフィードバックする予定はないので予めご承知おきください。）